

原子力災害時における広域避難に係る
避難経由所・避難所運営マニュアル
【島根原子力発電所事故対応】

令和4年2月

庄原市

目 次

はじめに	2
島根原子力発電所と庄原市、松江市の位置関係	3
第1章 原子力災害時等の対応	
1. 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置	4
2. 受入れ対象地域	5
3. 連絡体制	6
4. 避難者受入れ活動	6
第2章 基本方針	
1. 避難所運営マニュアルの基本方針	11
2. マニュアル対象者	12
第3章 避難経由所の開設・運営	
1. 避難経由所設置の目的	14
2. 避難経由所の概要	14
3. 避難経由所の開設・運営方法	14
第4章 避難所の開設	
1. 基本的事項	18
2. 施設の開錠等	19
3. 避難所の開設準備	19
4. 避難者の受入れと誘導	20
5. 市への連絡	20
6. 避難所開設の周知・広報	20
7. 食糧・物資等の管理、配給	20
8. 体調不良者への対応	21
第5章 避難所の運営・管理	
1. 基本的事項	22
2. 避難所運営委員会設置以前の対応	22
3. 避難所運営委員会の設置	23
第6章 避難所の閉鎖・統廃合	
1. 基本的事項	24
2. 情報の提供	24
3. 避難所の統廃合に伴う移動	24
4. 避難所の閉鎖時期、閉鎖準備等避難者への説明	24
5. 避難所閉鎖後の通常業務体制の準備	24
6. 避難所閉鎖準備	25
参考資料	26
様式集	別冊

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえ、平成 24 年 10 月、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針の見直しを行い、原子力災害対策を重点的に実施すべき「原子力災害対策重点区域」として、原子力発電所から概ね半径 5 km が目安の「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」及び、概ね半径 30 km が目安の「緊急防護措置を準備する区域（U P Z）」を設定されました。

このことを踏まえ、島根県が原子力災害に備えて策定した「島根県広域避難計画」において、本市は、島根県松江市にある中国電力株式会社島根原子力発電所で原子力災害が発生し、U P Z 圏内にある島根県松江市の住民の避難が必要となった場合に、松江市八雲地区から避難した住民の一時避難先自治体として位置付けられています。

このことから、原子力災害時において、松江市八雲地区からの避難者を一時的に受け入れるための避難経路及び避難所を円滑に開設・運営し、避難者の安全・安心を確保するとともに、庄原市民の平穏な生活を守ることを目的として、このマニュアルを策定しました。

なお、今後も国の原子力政策や広島県、島根県及び松江市との協議等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう、必要に応じて、修正・補足を行う予定です。

※ 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

- ・原子力施設から概ね 5 km 圏
- ・急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に応じて即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

※ 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）

- ・原子力施設から概ね 5 ～ 30 km 圏
- ・確率的影響（放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高くなるとみなされる影響）のリスクを最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域

※ E A L（Emergency Action Level）：緊急時活動レベル

- ・避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するよう事前に定めた判断基準

※ O I L（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル

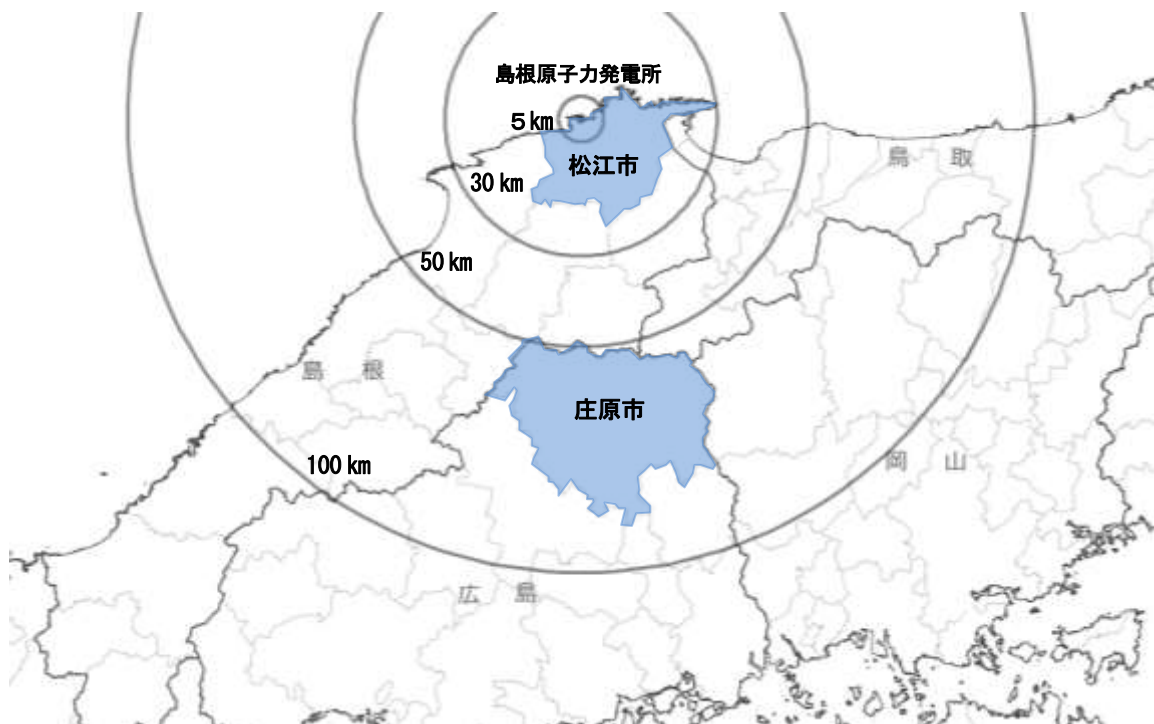
- ・放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

島根原子力発電所と庄原市、松江市の位置関係

庄原市は、市域の一部が、島根原子力発電所から 50 km の区域となるものの、大半が 50 km から 100 km の範囲内に位置し、国の原子力災害対策指針に定める「原子力災害対策重点区域」の圏外となっています。

一方、島根県松江市は、一部地域が原子力災害対策重点区域の P A Z 圏内に、またそれ以外の区域は同 U P Z 圏内に位置しており、必要に応じて、広域避難等の防護措置の指示がなされます。

このことから、島根原子力発電所で原子力災害が発生し、U P Z 圏内にある松江市の住民の広域避難が必要となった場合、本市は、平成 26 年 5 月 28 日付けで広島県と島根県との間で締結された「原子力災害時における広域避難に関する協定」に基づき、松江市八雲地区からの広域避難者を一時的に受け入れることとしています。

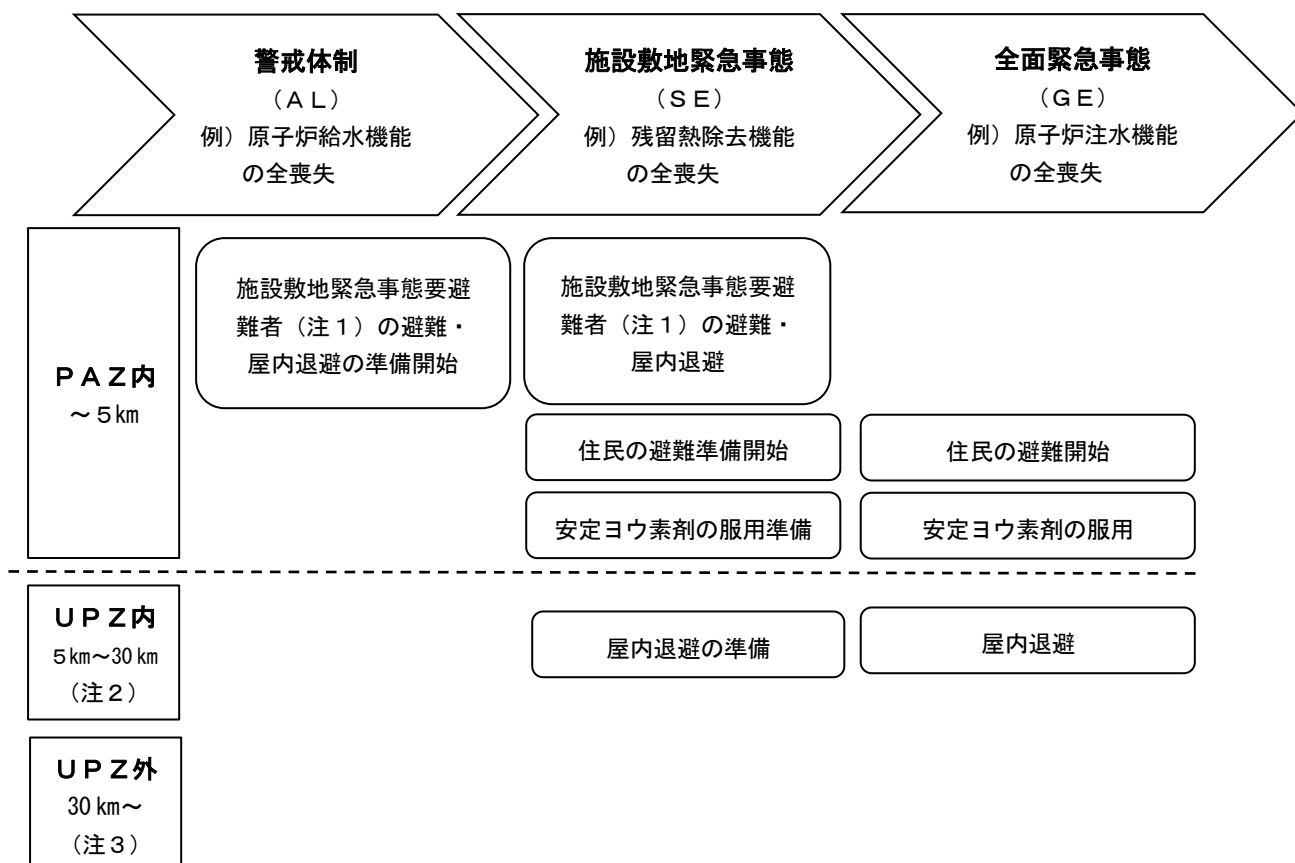


第1章 原子力災害時等の対応

1. 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置

(1) 原子力災害対策指針に基づくEALの考え方

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしています。具体的には、原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分しています。



(注1) PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態(SE)の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。次のロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(注2) 事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合もある。

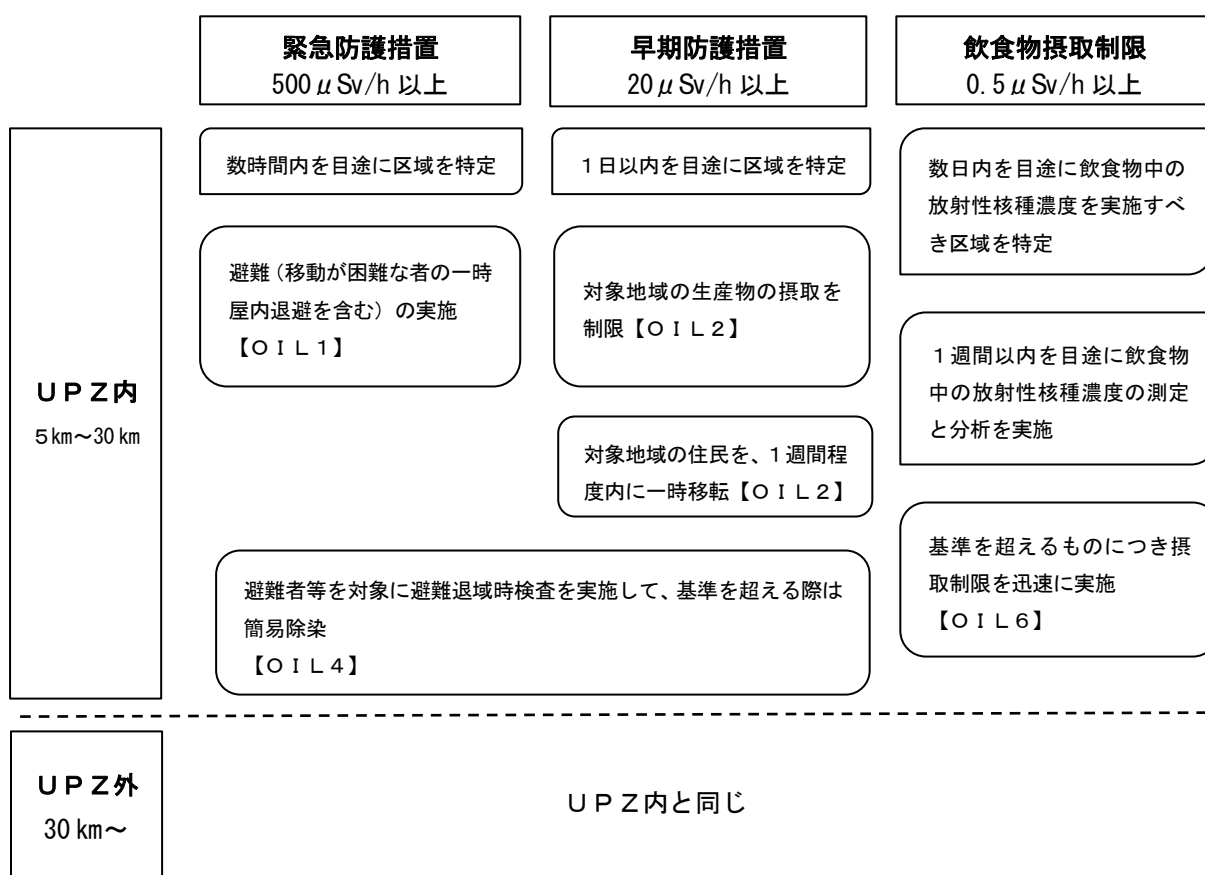
(注3) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、事態の進展等に応じて住民等に対し、屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

(2) 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方 (OIL)

放射性物質の放出後、国の原子力災害対策本部による原子力災害対策指針に沿った緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率 (500 μ Sv/h 以上) が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしています (OIL1)。

また、それと比較して低い空間放射線量率 (20 μ Sv/h 以上) が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転や地域生産物の摂取制限等の早期防護措置を講じることとしています (OIL2)。

さらには、避難や一時移転等が必要ない空間放射線量率 (0.5 μ Sv/h 以上) が計測された地域においても、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施し、基準を超えるものの摂取制限を実施します (OIL6)。



2. 受入れ対象地域

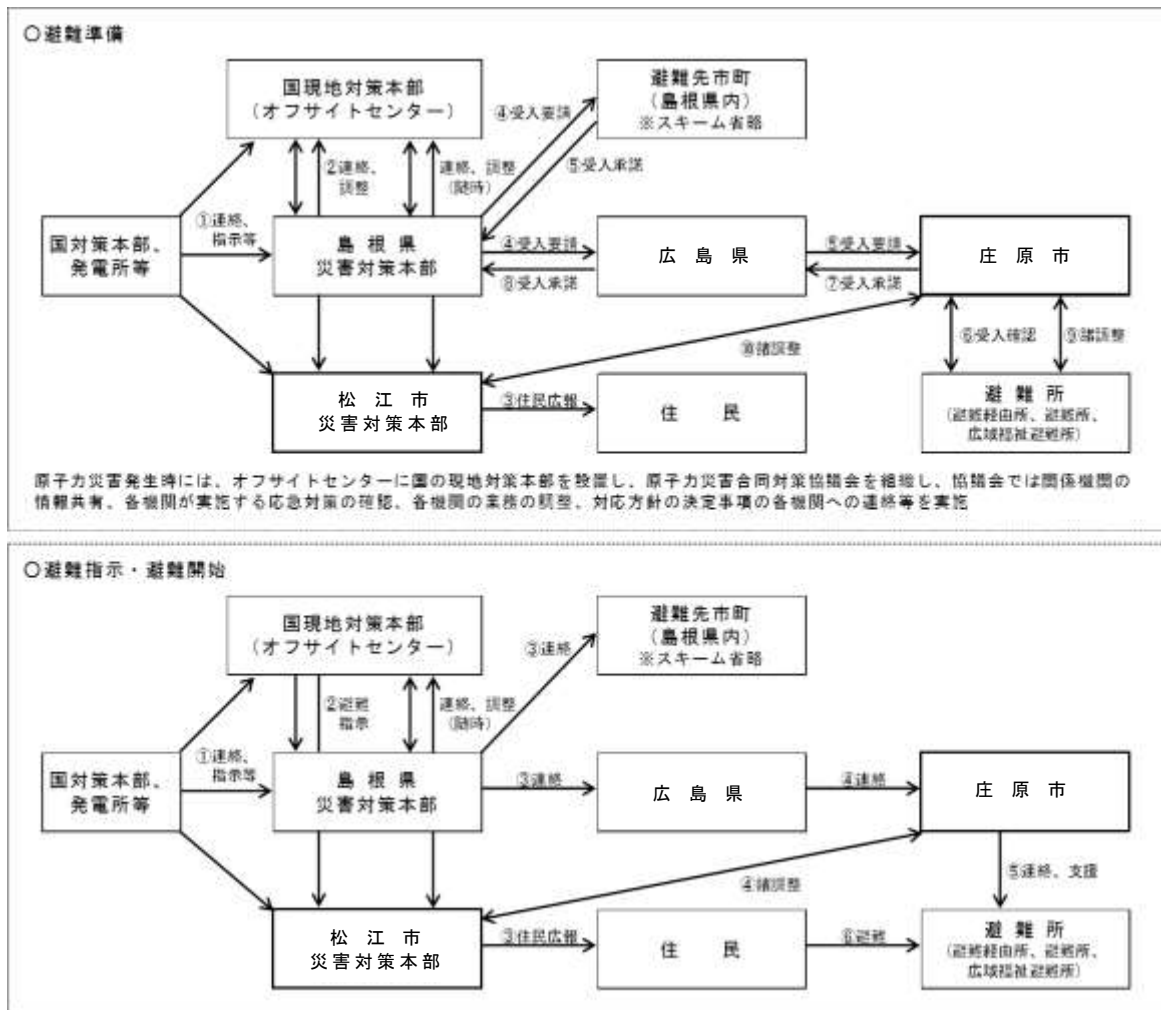
市名	地区名	人口	備考
松江市	八雲地区	6,742人	UPZ内に該当 令和2年12月末現在 島根県地域防災計画(原子力災害対策編)附属資料から

3. 連絡体制

島根原子力発電所において、事故・トラブル等が発生した場合、島根県から広島県に対して、事故や災害の状況、避難準備等に関する情報連絡が行われます。広島県は必要に応じて、島根県からの情報を本市へ伝達します。(図-1 参照)

なお、本市は松江市と日頃から情報交換や訓練等を通じて、円滑な連絡調整を行うことができる体制を構築しており、原子力災害時には松江市からの連絡員の派遣を受け入れます。

図-1 広域避難に係る情報連絡の流れ



4. 避難者受入れ活動

(1) 避難の方法

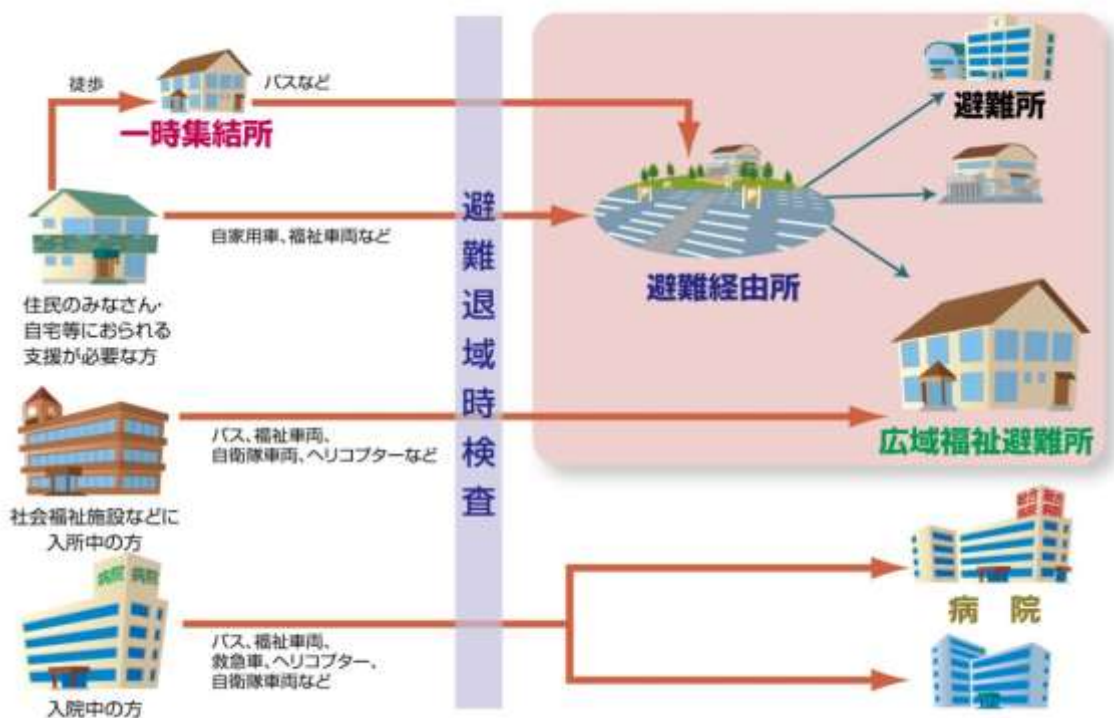
避難者が自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため、乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経由所へ向かいます。

自家用車での避難が困難な住民等は、島根県が国、関係機関の協力を得て確保するバス等の公共的手段によって避難します。

避難者は予防的防護措置として、放射性物質放出前に避難等を行った場合を除き、島根県が避難経路等に設置する検査場所において、避難退域時検査を行った後に避難経由所へ向かいます。

なお、松江市は地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しており、「島根県広域避難計画」に示しています。

図－２ 広域避難のイメージ



注) 避難経由所及び広域福祉避難所を優先して開設します。

避難所は、受入れスペースの状況を踏まえ、順次開設します。

(2) 避難者受入れ手順

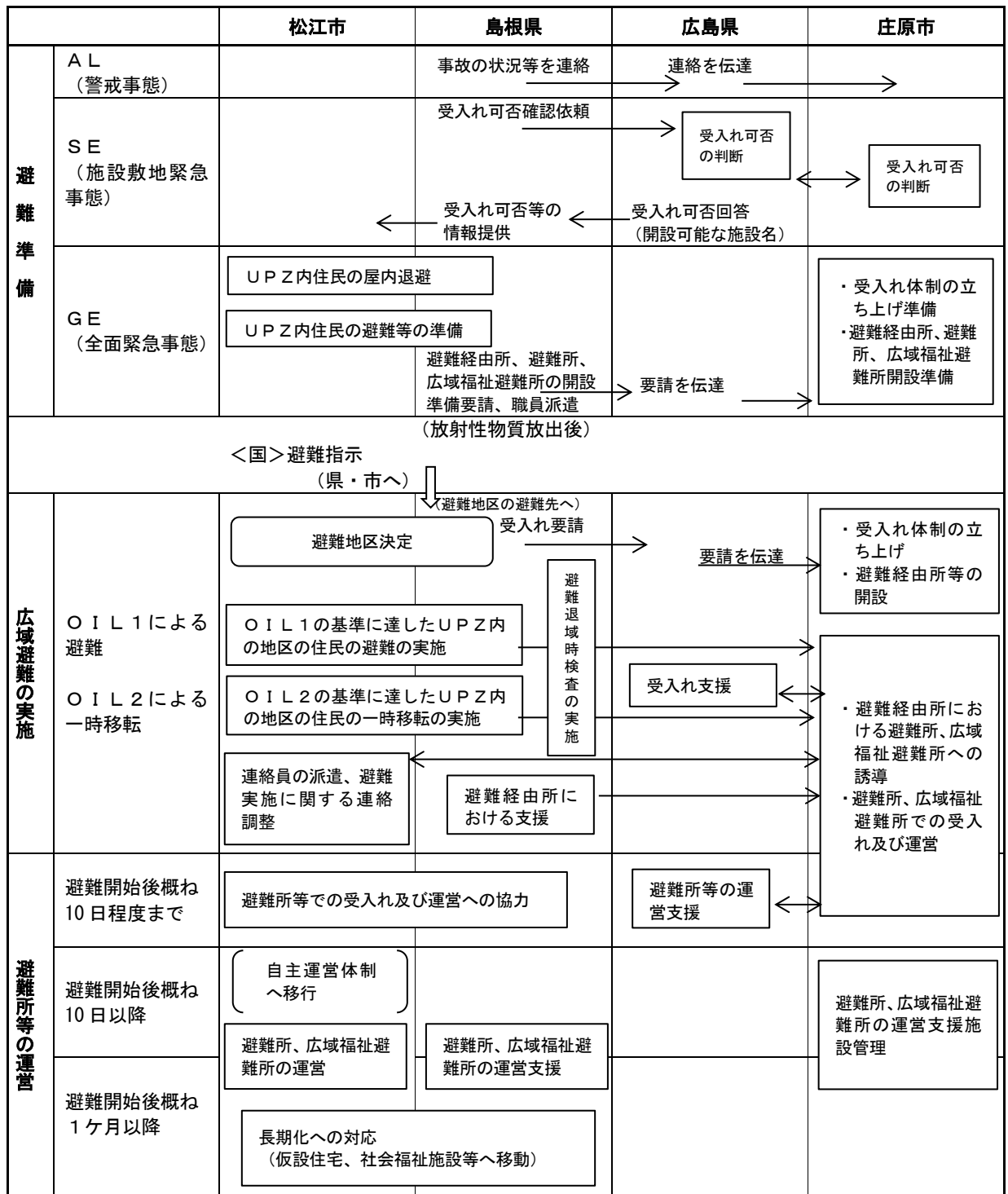
- ① 本市は、島根県からの受入れ可否の確認依頼を、広島県を通じて受けます。(S E段階を想定)
- ② 依頼を受けた本市は、自然災害等の発生に伴う避難所の開設状況や開設に係る人員等にも留意しつつ、避難経由所や開設可能な避難所及び広域福祉避難所となる施設等の確認を行った上で、広島県へ受入れの可否を報告します。
- ③ ②の報告結果をもとに、広島県は受入れの可否等を島根県へ回答します。この際、本市が開設可能とした避難所等の施設名称等についても島根県に連絡します。
- ④ ③を受け、島根県は松江市とも調整の上、広島県を通じて、本市に対し、避難所等の設営準備の要請を行うとともに、職員を派遣します。(G E段階を想定)
- ⑤ 要請を受けた本市は、受入れ体制の立ち上げや避難所の設営準備等を行います。
- ⑥ 緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で示された基準により、避難対象となる区域を特定し、国から避難等の指示が行われると、島根県は広島県を通じて本市に避難者の受入れ要請を行います。(O I L 1、O I L 2)

- ⑦ 本市は受入れ要請を受け、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、受入れ体制を整えます。物資や人員等が不足する場合は、広島県へ支援を要請します。
- ⑧ 避難対象となった区域の住民等は、松江市の指示に従って避難を開始し、本市は受入れを開始します。この際、本市に派遣された松江市の連絡員を通して、本市と松江市の間で、避難に関する諸調整（避難バスの台数・出発時刻等把握できる避難状況、避難先の準備状況等）を行います。また、島根県は実施計画に基づき避難退域時検査を実施するとともに、本市の支援及び避難者支援等のため、避難経由所へ職員を派遣・配置し、検査済証を持たずに避難経由所等へ来た避難者への対応も当該派遣職員が行います。
- ⑨ 島根原子力発電所の状況が安定し、避難等の指示がされないまま、国から屋内退避の指示が解除された場合、松江市は一時移転等の防護措置が不要となるので、受入れ準備をしていた本市は、広島県を通じての島根県からの連絡を踏まえ、受入れ体制を解除します。

(3) 島根県及び松江市からの職員派遣

- ① 避難開始前（全面緊急事態）の段階で、島根県は本市の支援及び避難者支援等のため、避難経由所に職員を派遣します。避難退域時検査済証を持たずに避難経由所や避難所へ来た避難者への対応についても当該派遣職員へ引き継ぎます。
- ② 避難決定後、松江市は避難実施に関する連絡調整のため、本市へ連絡員を派遣します。

図-3 広域避難のフロー図



(4) 避難経路所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体

- ① 避難開始当初は、島根県及び松江市は住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、避難経路所、避難所及び広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導など受入れ業務については、広島県及び本市が主体的に対応します。
- ② 本市は、避難経路所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、避難所施設の管理を行うと

ともに、初動段階においては松江市に代わって、これらの運営を行います。

- ③ 松江市は住民避難の送り出しが落ち着いてきた段階から本市へ職員を順次派遣し、本市からの情報提供・指示のもと、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の対応を行います。
- ④ 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に、避難住民、松江市、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとし、松江市は臨時出張所等現地支援拠点を設け、避難所及び広域福祉避難所との連絡・調整、支援を行います。

なお、本市は、自主運営体制移行後においても、松江市と協議調整のうえ、避難所運営等に関する調整や補助等の必要最低限の支援は継続します。

第2章 基本方針

1. 避難所運営マニュアルの基本方針

(1) 避難所は、災害発生直後においては、避難者の生命の安全を確保する避難施設として、その後は生活する施設として重要な役割を果たします。

① 避難所で提供される生活支援の主な内容は、次のとおりです。

支援分野	支援項目	内 容
安全・生活等	①安全の確保	生命・身体の安全確保
	②水・食糧・物資の提供	飲料水や食糧の供給、被服・寝具等の提供
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供、最低限の暑さ・寒さ対策、プライバシーの保護
保健・衛生 ・医療	④健康の確保	救護機能、健康相談等の保健医療サービスの提供
	⑤衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理等
情報	⑥生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報
	⑦復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニティ	⑧コミュニティの維持・形成の 支援	避難者同士の励まし合い・助け合い
		従前のコミュニティの維持

② 物資等の必要数量を把握する必要があることから、原則として避難者は世帯単位で名簿登録します。

③ 避難所では出来る限りプライバシーの確保、生活環境の確保に努めます。

④ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮します。

(2) 避難所は、避難者の次の避難先（公営住宅、仮設住宅等）への移転等により閉鎖します。

(3) 避難所の開設は、広島県を通じて島根県からの要請を受けて行い、閉鎖は、本市と松江市で協議して決定します。

(4) 避難所では、避難者の自主運営を原則とします。

① 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に、避難所では避難者が自主的に避難所を運営するために、避難者の代表者、避難所の担当職員及び避難所の管理者等で構成する「避難所運営委員会」を設置して運営に関わる事項を協議・決定し、運営します。

② 避難所では、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、「避難所共通理解ルール」を遵守します。その内容は【別記】(例)を参考に、避難所運営委員会が避難所それぞれの実情に応じて定めます。

③ 避難所の運営が特定の人々のみに過度の負担を与えないように、避難所の担当職員、避難所の管理者を含めて、できるだけ交替や当番制等により全体で対応することとします。

④ 避難所に入所した避難者は、受け入れた部屋・区画ごとに「居住組」を組織して、避難所の運営に参加することになります。

(5) 自主運営体制移行後、松江市の地区現地対策本部（臨時出張所等松江市の現地支援拠点）は、避難所の後方支援を行います。本市は避難所施設の管理のほか、松江市の支援を行います。

(6) 松江市は、本市の協力を得ながら、要配慮者のニーズへの対応を行います。

2. マニュアル対象者

このマニュアルを使うことを想定している人、又は組織等は次のとおりです。

(1) 本市の担当職員

松江市による運営体制への移行までの間、避難所の開設・運営を行う本市の担当者です。庄原市災害対策本部民生部・支所部民生班の避難所班に属する職員を派遣します。

(2) 避難所の管理者

避難所となる施設の管理者（学校の場合は学校長及び教育委員会担当者、公共施設の場合はその施設の職員又は指定管理者）です。

(3) 避難者の代表

避難所開設時に避難者を代表する人です。松江市八雲地区の町内会、自治会の役員等を想定しています。避難所運営委員会が設置されるとその役を同委員会に移行します。

(4) 避難所運営委員会

避難所の運営に関することを避難者が主体的に協議・決定するために、避難者の代表者、避難所の担当職員、避難所の管理者等で構成する運営機関です。

(5) 居住組長

避難者の部屋・区画ごとに選出した避難者の代表者で、物資等の配給や当番等の業務を行う人です。

(6) 避難所の担当職員

避難所の運営のため、避難所に派遣される松江市の担当者です。（必要に応じて支援を行う本市の担当者を含む。）

(7) 会長、副会長

避難所運営委員会の業務を総括又はこれを補佐するために選任される人です。

(8) 班長

避難所運営委員会の業務を執行するために設置される各居住組から選出された人で構成する各班の責任者です。

(9) 避難者

避難所施設に受け入れている避難者（避難所敷地内の屋外で避難している者も含む。）で、避難所運営委員会による運営に協力するとともに、交代で当番等の業務を行います。

【別記】「避難所における共通理解ルール」(例)

この避難所における共通理解ルールは次のとおりです。

守るようにお願いします。また、自主的に避難所運営に参加してください。

〇〇避難所運営委員会

1. この避難所は、被災された人が生活再建を始めるための拠点施設です。
2. この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、避難所の担当職員及び避難所の管理者等からなる避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を組織します。
 - (1) 運営委員会は、毎日午前〇時と午後〇時に定例の会議を行います。
 - (2) 運営委員会の業務の執行にあたるため、総務班、情報班、相談班、物資班、管理班、救護班、衛生班を避難者等で組織します。
3. 避難所は、電気・ガス・水道等のライフラインが復旧する頃を目途に閉鎖します。
4. 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所するときは、運営委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 犬、猫等のペットを室内に入れることは原則として禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
5. 〇〇室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋、又は危険な部屋には避難できません。また、避難所では利用する部屋の移動を定期的に行います。
6. 食糧・物資は、原則として全員に配給できる状況となるまでは配給をしません。ただし、必要がある場合は、要配慮者等、優先順位を定め配給をします。
 - (1) 食糧・生活物資は、避難者の居住組ごとに配給します。
 - (2) 特別な事情がある場合は、運営委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - (4) ミルク・おむつなど特別な要望は、〇〇室で対応します。
7. 消灯は、夜〇時です。
 - (1) 廊下・通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - (2) 〇〇室等管理に必要な部屋は、防犯等のため点灯したままとします。
8. 放送は、夜〇時で終了とします。
9. 電話は、午前〇時から夜〇時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします（携帯電話も所定場所以外での使用は禁止）。
10. トイレの清掃は、午前〇時、午後〇時に、避難者が交替で行うことにします。
 - (1) 清掃時間は、放送します。
 - (2) トイレの使用は、トイレに表示してある注意事項を守って使用します。
11. 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。
12. ごみは、分別して指定された場所に出してください。
13. 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

(参照元：「松江市避難所運営マニュアル」)

第3章 避難経由所の開設・運営

1. 避難経由所設置の目的

避難経由所は、避難初期段階における避難所運営の負担軽減、渋滞緩和等のために設け、避難者は、社会福祉施設入所者等を除き、原則、直接避難所ではなく、避難経由所へ向かいます。

避難所は、避難経由所での集結状況等により、段階的に順次開設します。

【避難経由所を開設するメリット】

- ・ 避難経由所において、避難者の振り分けを実施するため、段階的に避難所が開設でき、本市の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ・ 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、本市内の渋滞緩和が図れる。
- ・ 土地勘がない避難者にとって、目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ・ 避難経由所は、避難者への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

2. 避難経由所の概要

本市の避難経由所の概要は以下のとおりです。

施設名	所在地	電話番号	駐車可能台数
国営備北丘陵公園 第5駐車場	庄原市三日市町4番地10	0824-72-7000	649台
庄原市比和総合運動公園	庄原市比和町三河内3256番地2	0824-85-2230	700台

3. 避難経由所の開設・運営方法

(1) 避難経由所の開設準備

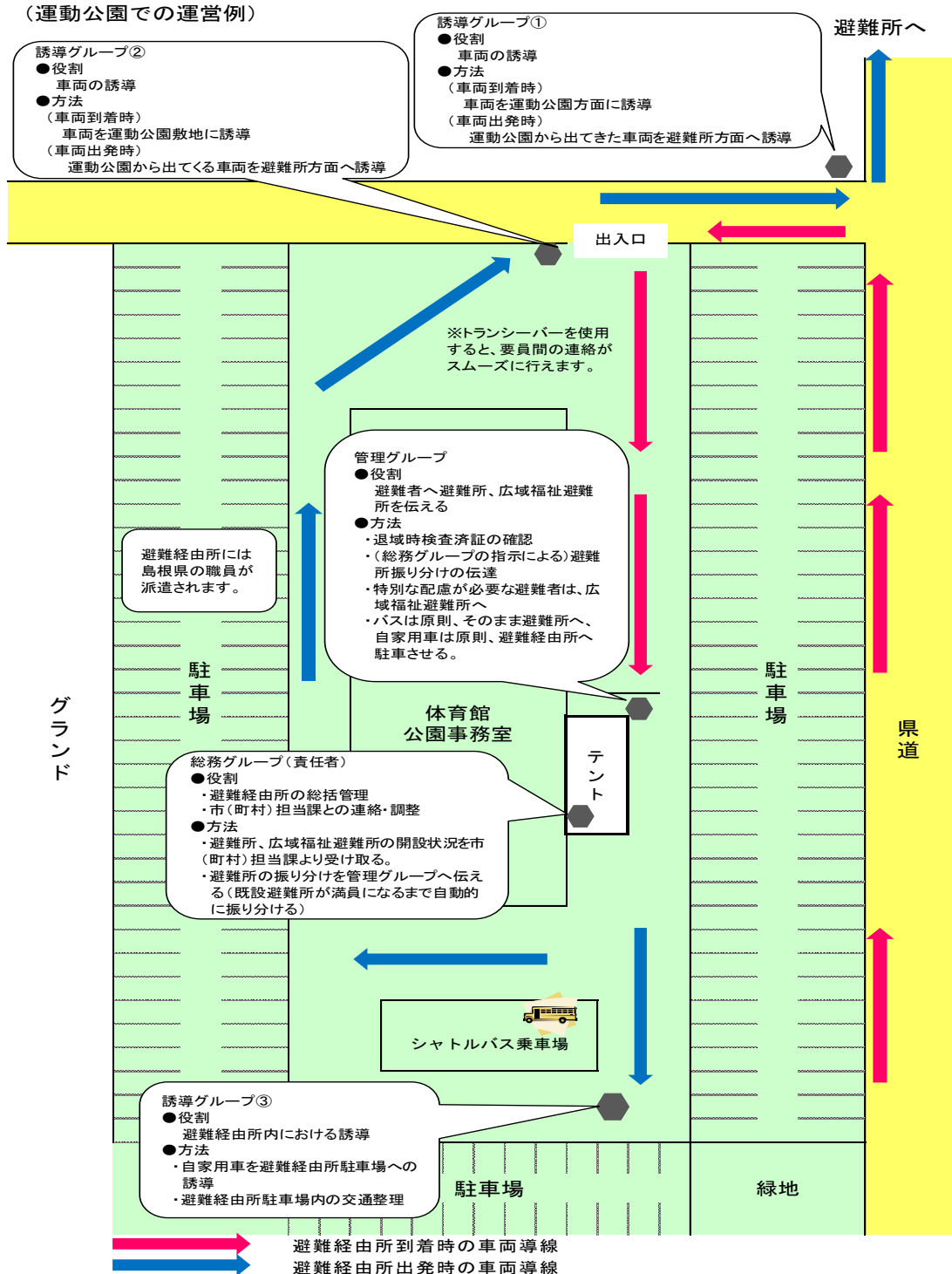
- ① 本市は、広島県を通じて島根県からの避難経由所等開設準備の要請を受けた場合、あらかじめ定めた要員を招集するとともに、当該避難経由所の管理者に対して、避難経由所を開設する旨を伝え、開設にあたっての協力を依頼します。
- ② 招集した要員をもって、避難経由所開設に必要な資機材等(避難所説明のための位置図、通信手段、テント、机など)を避難経由所に搬入・設置します。

(2) 避難経由所の開設

- ① 本市は、避難経由所1ヶ所あたり、次の要員を配置し、広島県及び松江市の職員と連携のもと、開設運営にあたります。また、必要に応じて、施設の解錠及び確認を行います。
- ② 本市に派遣されている松江市からの連絡員と連携し、可能な範囲で避難に関する情報を入手します。
- ③ 誘導グループの要員は、前面道路、敷地内道路、駐車場所に配置し、必要に応じて、業務委託も検討します。

なお、公道上の誘導にあたっては、別途広島県が警察と協議を行います。

班名	要員数	主な業務
総務グループ	2名 (うち1名は、責任者)	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路所の総括管理 本市危機管理課との連絡・調整
管理グループ	若干名	<ul style="list-style-type: none"> 避難退域時検査済証の確認 避難所の振り分け
誘導グループ	若干名	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の誘導 避難経路所及び周辺の交通整理



(3) 避難所、広域福祉避難所への避難者誘導

- ① 本市危機管理課は、避難経由所の開設と同時に、避難所及び広域福祉避難所の開設状況を確認し、総務グループへ連絡します。
- ② 管理グループは、総務グループから受入れ可能な避難所について指示を受け、避難者へ伝えます。
在宅の避難行動要支援者など、避難所の設備面で特別な配慮が必要な避難者については、指定された広域福祉避難所に誘導します。
- ③ 誘導グループは、一般の避難者を避難経由所から指定された避難所へ誘導します。
- ④ バスによって避難経由所に到着した避難者は、特段の支障が無ければ、乗車してきたバスで避難所に向かうよう誘導します。
- ⑤ 自家用車で避難経由所に到着した避難者は、シャトルバスまたは自家用車による移動手段を組み合わせで避難所に誘導します。

(4) 避難経由所の閉鎖

避難経由所は、避難開始後日数の経過に伴って減少する避難者数に合わせて体制を順次縮小し、避難が完了する1週間程度で閉鎖します（避難車両の駐車場として継続利用することはあります）。

縮小や閉鎖については、避難の状況を踏まえた島根県からの広島県を通じた連絡により、判断します。

(5) その他

- ① 避難所の受入れを円滑に行うため、本市は避難経由所と避難所の連絡体制を整えます。
- ② 避難経由所の駐車スペースの残数等を確認し、不足する場合は、追加の駐車スペース確保に努めます。
- ③ 体調不良者については、必要な移動手段を確保した上で、病院の紹介などを行います。

避難経路から避難所への誘導イメージ（例）

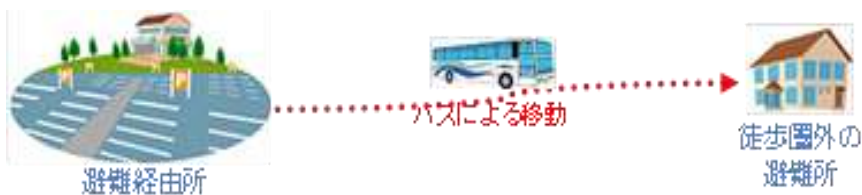
1. 避難所が徒歩圏内の場合

避難経路所の要員によって位置図等を渡すなど、現在地と避難所を説明。避難者は徒歩で運べる荷物を持って避難所へ移動する。その他荷物の自家用車による運搬は、避難車両の出入りが落ち着いた後とする。



2. 避難所が徒歩圏外の場合（バス移動）

避難経路所内もしくは車中にて待機させる。順番に最小限の荷物を持ってバスに乗車させる。その他荷物の自家用車による運搬は避難車両の出入りが落ち着いた後とする。



3. 避難所が徒歩圏外の場合（自家用車移動）

避難経路所の要員により当該避難所の駐車スペースの場所を説明。（避難所の駐車スペースの場所には、避難経路所と同様に誘導員が必要。）

避難所の駐車スペースから避難所まで徒歩移動する場合は上記1と同様とし、バス移動する場合は上記2と同様とする。



第4章 避難所の開設

1. 基本的事項

- (1) 避難所の開設は、原則として、本市の担当職員が施設の管理者と連携して実施します。
- (2) 避難所となる施設では、施設内の機器の使用等、施設管理上の対応が必要となりますので、施設管理者及び当該施設の職員に対し、できる限りの協力を要請します。
- (3) 状況に応じて迅速に対応するため、本市は事前に、施設管理者等と鍵の保管方法・管理方法及び施設設備等の使用方法等について協議し、決定しておきます。
- (4) 本市の避難所（候補施設）の概要は以下のとおりです。

施設名	所在地	電話番号	受入れ可能人数
避難所			
庄原市民会館・ 庄原市庄原自治振興センター	庄原市西本町二丁目17番15号	0824-72-3777	366名
庄原市高自治振興センター	庄原市高町821番地4	0824-72-0935	78名
庄原市峰田自治振興センター	庄原市峰田町1445番地2	0824-78-2849	58名
旧庄原市立実留小学校	庄原市実留町2410番地	0824-73-1182	303名
庄原市敷信自治振興センター	庄原市板橋町203番地6	0824-72-0571	87名
庄原市東自治振興センター	庄原市七塚町11番地2	0824-72-2854	72名
県立広島大学庄原キャンパス (体育館、グラウンド、農場駐車場)	庄原市七塚町562番地	0824-74-1000	750名
庄原市山内自治振興センター	庄原市山内町813番地4	0824-74-0451	37名
西城総合運動公園	庄原市西城町三坂733番地	0824-84-2727	806名
東城中央運動公園(体育館)	庄原市東城町川東5223番地	08477-2-3434	200名
庄原市小奴可自治振興センター	庄原市東城町内堀1100番地1	08477-5-0008	250名
庄原市立小奴可小学校	庄原市東城町小奴可320番地5	08477-5-0020	400名
庄原市八幡自治振興センター	庄原市東城町森2668番地2	08477-4-0205	300名
庄原市田森自治振興センター	庄原市東城町栗田1715番地1	08477-2-0661	300名
庄原市帝釈自治振興センター	庄原市東城町帝釈未渡2021番地	08477-6-0055	300名
庄原市久代自治振興センター	庄原市東城町久代2105番地1	08477-2-0148	120名
庄原市新坂自治振興センター	庄原市東城町三坂330番地	08477-2-2252	200名
庄原市里山総領体育館	庄原市総領町下領家61番地	0824-88-2111	853名
庄原市比和自治振興センター	庄原市比和町比和1119番地1	0824-85-2600	373名
あけぼの荘	庄原市比和町比和535番地1	0824-85-2528	42名
庄原市立高野中学校	庄原市高野町新市1314番地1	0824-86-2221	528名
	計		6,423名
広域福祉避難所			
庄原市西城自治振興センター	庄原市西城町大佐734番地	0824-82-2175	506名
庄原市北自治振興センター	庄原市川北町154番地3	0824-72-0564	64名
	計		570名
	総計		6,993名

(令和3年6月現在)

2. 施設の開錠等

避難所の開設が決定したら、直ちに避難所となる施設の管理者等へその旨を連絡し、必要に応じて、開錠を依頼する。施設管理者等による開錠が困難な場合は、鍵を預かり、市の担当職員が開錠等を行う。

3. 避難所の開設準備

本市の担当職員又は施設管理者は、「避難所開設のためのチェックリスト」(様式1)により、実施項目に洩れがないか確認しながら、手分けして開設準備を行います。

(1) 設備などの安全確認

本市の担当職員は、施設が安全に使用できる状態か確認した上で、施設機能(電気・ガス・上下水道・電話・放送設備等)が正常に機能するかを確認します。また、備蓄倉庫がある場合は、場所などを確認します。

(2) 居住スペース、各種共有スペース及び立入禁止スペースの指定

- ① 安全確認の結果をもとに、避難者の居住スペース、各種共有スペース及び立入禁止スペースを指定します。施設(敷地を含む。)のどの部分を避難者の居住スペース等として利用するかについては、本市の担当職員が施設管理者と協議して決定します。
- ② 避難者の居住スペースは、可能な限り屋内を使用します。避難者1人当たりのスペースは、施設内の居住スペースと避難者数により異なりますが、概ね1.65㎡(感染症対策を行う場合3.6㎡)を割り当てます。幅1m程度の通路も確保します。
- ③ 避難所の管理・運営上、必要であるために指定された部屋等については、原則、避難者の立入りを禁止します。
- ④ 居住スペースは、養生テープ等によって、通路及び個々の居住スペースの境界を表示します。必要に応じてマット等の敷設を行います。
- ⑤ 各種スペースに使用する部屋の中にある物品は、必要に応じて他の部屋等に移動させます。移動先については施設管理者との協議が必要です。
- ⑥ 居住スペースには避難者が使用するゴミ箱を設置します。共有スペースについては、必要に応じて設置を検討します。ゴミの分別については、本市の分別方法によります。
- ⑦ 可能な限りダンボール等による間仕切り等を設置します。

(3) 避難者の居住スペースが足りない場合は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者を優先して屋内に避難させます。また、階段の昇降などへの配慮から可能な限り1階の部屋に避難させます。

(4) 受付、避難所看板等の設置

受付場所は、居住スペースの玄関近くに設け、避難所の入口に避難所看板を設置します。また、避難者が混乱しないよう誘導のための表示(張り紙等)を設置します。

(5) 避難所運営事務室の準備

本市担当課及び松江市災害対策本部等との連絡手段の確認及び避難所運営事務を行うスペースを確保します。なお、初動期では、施設が保有する電話、FAX、パソコン等を借用して事務を行うこととなるので、施設管理者の協力を得る必要があります。

4. 避難者の受入れと誘導

本市の担当職員又は施設管理者は、避難者を施設内へ誘導します。

なお、避難者は長距離移動で疲労していると思われるので、受入れ手続きをできるだけ円滑に行うよう配慮します。

(1) 避難者の受付

- ① 「避難者名簿」(様式2)を、避難受付時に記入してもらいます。人数が集中した場合は、避難後速やかに、居住組の組長の協力を得て記入してもらいます。
- ② 「避難者名簿」は、安否確認の対応、食料・物資の避難者全員への安定供給並びに避難者の状況を把握するために必要ですので、迅速かつ正確に登録・管理します。
- ③ 「避難者名簿」は、世帯・家族単位とし、各世帯等の代表者に記入してもらいます。
- ④ 「避難者名簿」には、避難者の氏名・性別・年齢・続柄・被災以前の住所・避難者の状況などを記入してもらいます。

(2) 避難者の取りまとめ(居住組の編成)

- ① 避難者の代表は、避難者の不安を少なくするために、本市の担当職員や施設管理者の協力を得ながら、可能な限り近隣の避難者ごとに、居住組を編成するよう配慮します。
- ② 原則として、世帯を一つの単位として居住組を編成し、各居住組には1人ずつ組長を置きます。
- ③ 居住組の編成には、高齢者や障がい者などの要配慮者だけにならないよう配慮します。

5. 市への連絡

- (1) 本市の担当職員は、「避難所状況報告書(第1・2・3報:初動期用)」(様式3)により、速やかに避難者の概数、食糧・飲料水等物資要請の有無、負傷者の状況、周辺状況、運営にあたり不足する人員等第1報を報告します。
- (2) 開設後、概ね3時間後に第2報を、6時間後に第3報を報告します。
- (3) 報告手段は、原則としてFAXを使用し、電話の場合は常にメモを取るなどして、連絡事項を記録するようにします(処理した時間、通話相手の氏名等のメモを忘れないこと)。
- (4) 第4報以降は、「避難所状況報告書(第報)」(様式3-1)により報告します。
- (5) 避難所に負傷者がいる場合は、本市担当課に医師の手配又は応急救護所の開設を要請します。また、高齢者や障がい者など要配慮者のニーズに対し、必要な支援を要請します。

6. 避難所開設の周知・広報

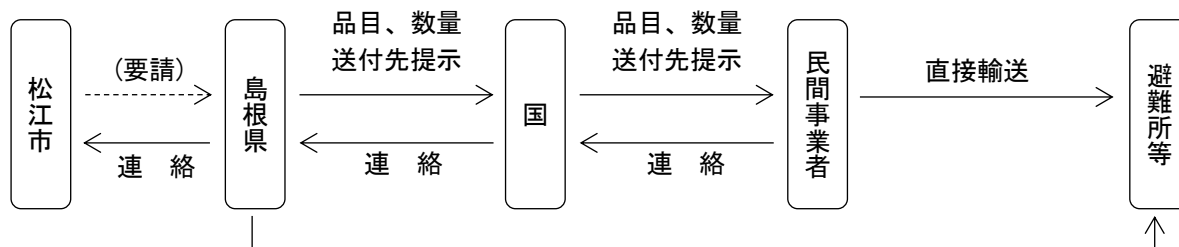
本市は、避難所が設置されたことを各種情報伝達手段(市ホームページ・住民告知放送・広報車等)を使って住民に周知・広報します。

7. 食糧・物資等の管理、配給

- (1) 避難所への食糧や毛布等避難物資については、島根県及び松江市が、国や関係事業者に要請し、迅速に確保することとなりますが、避難開始直後は、本市の備蓄等により対応することもあります。
- (2) 飲料水は一人あたり1日3リットル、食糧は一人あたり1日3食を目安として配給します。

- また、要配慮者などで、早急に栄養補給が必要な人には優先的に配給します。
- (3) 原則、食糧と水は、居住組ごとに配給します。
- (4) 避難者の受入れに要した経費については、原則、島根県が負担します。

図－４ 食料、物資等の確保に関するスキーム（想定）



8. 体調不良者への対応

避難所には、必要に応じて救護所（例：学校の保健室、屋外テント等。）を設置するよう努めます。また、避難者に体調不良者が多いときは、病院の紹介などを行います。

第5章 避難所の運営・管理

1. 基本的事項

避難開始後、避難元の松江市による運営体制に移行するまで本市が運営します。

2. 避難所運営委員会設置以前の対応

(1) 「避難者名簿」の作成・管理

避難所での各種サービスの提供は、避難者数を基礎とするため、新たな避難者及び退所者の確認等を行い、現状の避難者の人員を把握します。

① 「避難者名簿」の整理・更新

「避難者名簿」を取りまとめ、「避難者一覧表」(様式2-1)を作成し、本市危機管理課に避難者の入所状況等を報告します。

② 退所者・入所者の管理

ア 退所者に、「避難者名簿」(様式2)の「退年月日・転出先」欄に記入を依頼し、退所者の情報を管理、整理します。

イ 退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用できるようにします。

ウ 新たな入所者に、「避難者名簿」に記入を依頼します。

(2) 被災地住民登録票の配布

将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」(様式4)を世帯人数分配付し、避難者毎に必要な事項を記載して世帯の代表者に保管してもらいます。

(3) 安否確認情報等問い合わせへの対応

安否情報は、原則として本人の同意を得た上で、作成した避難者名簿により迅速に対応できるように準備します。なお、報道機関等からの避難者の安否に関する問い合わせについては、本市危機管理課が一括して対応するため、その旨を伝えます。

(4) 報告、避難所に係る記録

本市危機管理課への報告が必要な場合は、「避難所状況報告書(第報)」(様式3-1)により行います。

また、避難所での出来事を「避難所記録用紙」(様式5)に正しく記録して残します。

(5) 避難所の運営に関する業務の委託

避難所の運営に関する業務の中で、民間の企業や団体、NPO等への委託可能な業務については、業務委託を実施します。

(6) 避難者向けの情報共有手段の確保

情報掲示板を設置し、本市や松江市からの情報、生活情報等を提供します。

(7) 食糧・物資等の調達

避難者数と必要な食糧・物資の項目及び数量を把握します。

避難直後は、食糧や生活物資の確保が困難なことが予想されますので、島根県や松江市の要請を受けて、本市備蓄物資の配布や流通備蓄の調達を行います。

また、避難者自ら又は地域が行う炊き出しに協力します。

(8) ごみの対応、トイレの確保

ごみの収集は、本市委託業者等に要請し、収集します。

また、避難者の人数に応じた仮設トイレ等を確保するとともに、本市委託業者に要請し、計画的な汲み取りを実施します。

(9) 衛生管理

病気の発生を予防し、良好な環境を作るため、衛生管理に配慮し、手洗いの徹底呼びかけや手指消毒液を配置し、感染症を予防します。

また、洗濯ができるよう、洗濯機、物干し場を設置するとともに、シャワーや風呂の確保に努め、難しい場合は、体を拭くための使い捨てタオル等を確保します。

(10) 寒さ暑さ対策

ストーブや扇風機の設置、毛布の配布等季節に応じた対策を講じます。

(11) 相談窓口の設置

避難者の様々な意見、相談等について適切に対応できるよう相談窓口を設置します。

(12) 要配慮者への対応

名簿により把握している配慮が必要な方への適切な対応を行い、広域福祉避難所への移動が必要な方については、移動を検討します。

また、必要に応じて、外国語による避難所内情報の提供を検討します。

(13) 女性への配慮

女性用更衣室/スペースや授乳室/スペースの設置、女性特有の物資（生理用品等）を確保します。

(14) 防犯対策

夜間1人で行動しないなど、自衛を呼びかけるとともに、警察による警戒の要請などを行います。

(15) ペット（家庭動物を指し、補助犬を除く）への対応

飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育できるよう、避難所の状況に応じた居場所の確保等の対応を検討します。

3. 避難所運営委員会の設置

松江市の体制へ移行すると、避難所の運営は、避難者の自主運営の原則に基づいて、避難者を主体とする避難所運営委員会が担います。

避難所運営委員会は、会長、副会長、各運営班長、各居住組長、避難所の担当職員、施設管理者等で構成します。運営委員会はできるだけ男女の委員で構成し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮した運営を行います。

また、具体的な業務を執行・運営するために各運営班をおき、避難所運営会議を開催して必要事項等を協議決定します。

第6章 避難所の閉鎖・統廃合

1. 基本的事項

- (1) 避難者の次の避難先への移転等により、避難所生活の必要性がなくなると閉鎖や統廃合を検討します。
- (2) 避難所の閉鎖や統廃合の時期は、本市と松江市及び施設管理者が協議し、避難者の合意を得て決定します。
- (3) 避難所の閉鎖や統廃合に関わる業務は、原則、避難所の担当職員が行いますが、閉鎖等に向けた避難者の合意づくりは、運営委員会が中心となって行います。
- (4) 運営委員会は、避難所施設の原状回復と、避難者の生活再建を重視して運営されます。

2. 情報の提供

避難者へ対して、松江市災害対策本部、地区現地対策本部から提供される災害復興計画や応急仮設住宅の整備スケジュール、避難所の統廃合情報等の提供に努めます。

3. 避難所の統廃合に伴う移動

- (1) 避難所の担当職員、施設管理者は、避難所運営委員会と協議し、避難所の縮小、閉鎖の時期を調整します。学校が避難所になっている場合は、授業への影響も考慮します。
- (2) 全体的な避難者の減少等に伴い、地区現地対策本部から他の避難所への移動の指示があった場合は、避難所の担当職員、施設管理者、避難所運営委員会は、避難者に対して避難所の移動に関する理解と協力を得るよう十分に説明を行います。
- (3) 避難所を統合する場合には、できるだけ地区ごとにまとめ、避難者への影響が少なくなるように配慮します。
- (4) 避難所の担当職員は、他の避難所への移動が決定した場合には、移動の日時、荷物等搬送のための車両、人員の確保等について、地区現地対策本部等と協議調整を図ります。

4. 避難所の閉鎖時期、閉鎖準備等避難者への説明

- (1) 避難所の担当職員は、地区現地対策本部等からの指示を受け、避難所閉鎖の準備に取りかかります。
- (2) 避難所の閉鎖時期の概ねの目安を立てることにより、避難生活が慢性的に継続されることを回避します。
- (3) 避難所の担当職員は、避難所運営委員会と協力し、避難所の閉鎖時期、閉鎖準備等について避難者へ説明し、十分理解されるよう努めます。

5. 避難所閉鎖後の通常業務体制の準備

施設管理者は、避難所閉鎖の準備とともに、閉鎖後の施設の本来業務の実施準備を進めます。

6. 避難所閉鎖準備

- (1) 避難所の担当職員は、避難所の閉鎖にあたり、使用されなかった物資等があった場合は、その種類・数量を地区現地対策本部に連絡して移動・処分等を要請します。
- (2) 避難所の担当職員は、避難所管理に使用した記録等を松江市災害対策本部に引継ぎます。
- (3) 避難所運営委員会は、避難所閉鎖をもって解散します。

【参考資料1】心身の障がい別の留意事項

障がい別	留意事項
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達や状況説明、避難誘導時等の移動援助 ・大きな字やメリハリのある色での情報伝達や案内表示
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・身振りや手振りによる情報伝達や、メモ、携帯電話やスマートフォン等を活用した文字による情報伝達をする。 ・聞こえなくても、口を見て読み取れる場合もあるので、はっきりと口を動かして表情豊かに話す。
言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりと、短く、分かりやすい言葉で話しかける。 ・話し言葉に表情や身振り、手振りを添える。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ障害でも、行動や動作の仕方は様々であるので、何が出来て何が出来ないか本人に確認すること。
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・多動性や徘徊的傾向のある知的障害のある人には、危険回避のため、その行動に合わせた付き添いや見守りが必要。 ・各家庭などの生活単位ごとに仕切られた空間の確保が望まれる。
精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要としているが言い出せない人を見つけ、支援するための専門スタッフの配置 ・ついたてや間仕切りの利用、人の少ない場所の確保
内部障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の使用状況や医療機関との連絡方法の確認、必要な医療機器の確保、治療や処置が受けられるよう配慮が必要である。 ・人工透析やオストメイト対応トイレが必要な場合は、地区現地対策本部等に連絡すること。
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・大部屋でなく他の人たちから離れた場所の提供、比較的規模の小さい避難所への移動が望まれる。 ・情報提供に際しては、個別にその人に合う伝達方法を工夫する。
高次脳機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする。 ・感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えてクールダウンを図る。

（「障害者と災害—障害者が提言する地域における協働防災のすすめ—」

（公社）日本障害者リハビリテーション協会等の資料より作成）

【参考資料2】用語解説

<p>原子力災害対策 重点区域</p>	<p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域として、国の原子力災害対策指針を踏まえ、島根県地域防災計画において定められた区域。原子力施設からの距離に応じてPAZとUPZがある。本要領では、以下「重点区域」という。</p>
<p>PAZ (Precautionary Action Zone)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設から概ね5km圏 ・急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
<p>UPZ (Urgent Protective Action planning Zone)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設から概ね5～30km圏 ・確率的影響（放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高くなるとみなされる影響）のリスクを最小限に抑えるため、EAL（緊急活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等）を準備する区域
<p>EAL (Emergency Action Level) 緊急時活動レベル</p>	<p>国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。</p>
<p>警戒事態（AL）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
<p>施設敷地緊急 事態（SE）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
<p>全面緊急事態 （GE）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
<p>OIL (Operational Intervention Level) 運用上の介入レベル</p>	<p>国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。</p>
<p>OIL1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高い空間放射線量率が計測された地点において、被ばくの影響をできる限り減らすため、住民等が数時間内に避難や屋内退避等するための基準 ・設定値 500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）
<p>OIL2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・OIL1と比較して低い空間放射線量率ではあるが、無用な被ばくを避けるために、飲食物の摂取制限を行い、1週間程度内に一時移転するための基準 ・設定値 20μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）
<p>OIL4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が避難先へ向かう途中に受ける避難退域時検査における基準 ・設定値 β線：40,000 cpm（皮膚から数cmでの検出器での計数率）

○ I L 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食物の摂取を制限する際の基準 ・ 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
避難及び一時移転	<p>避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの。</p>
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。
一時移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。
外部被ばく	体外にある放射線源から放射線を受けること。
内部被ばく	放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第15号）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
施設敷地緊急事態要避難者	<p>PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <p>ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者</p> <p>ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者（UPZは該当なし）</p>
屋内退避	屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。
安定ヨウ素剤の服用	避難等に併せて安定ヨウ素剤を服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの。
避難退域時検査及び簡易除染	避難退域時検査は、避難者等に放射性物質が基準値以上に付着しているかを確認する検査。簡易除染は、放射性物質が基準値以上に付着していた場合に、拭き取り、水洗、脱衣等検査場所において簡単に行うことのできる除染のこと。
シーピーエム (cpm)	放射線測定器の検出部分に1分間に通った放射線の数を表す単位。
ベクレル (Bq)	放射線を出す側に着目した、放射能の量を表す単位。
シーベルト (Sv)	人が受ける被ばく線量の単位で、放射線による人体影響に関係づけられる。

<引用資料等>

国	防災基本計画（原子力災害対策編）（平成24年9月改定版）
	原子力災害対策指針（平成24年10月31日改正版）
	原子力災害発生時における避難者の受け入れに関する指針
	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
	避難所運営ガイドライン
島根県	原子力災害時における広域避難に関する協定
	原子力災害に備えた島根県広域避難計画
	原子力災害時における広域避難に関する避難者受け入れに係るガイドライン
松江市	松江市原子力災害広域避難計画
	松江市避難所運営マニュアル
広島県	原子力災害時等における広域避難に関する協定